

地上系一般放送事業者（テレビジョン放送事業者）社長等あて
------------------------------

- 1 放送番組の編集及び放送に当たっては、放送法の規定及び自ら定めた番組基準を遵守し、真実・公平な報道等を通じて我が国の健全な民主主義の発達に資するとともに、豊かな放送文化の創造に寄与すること。  
また、放送の公共性、社会的責務の重要性を深く認識し、放送に携わる者の放送倫理の向上に努めること。
- 2 放送番組については、その制作過程を含め、人権及び児童・青少年に与える影響に十分配慮すること。
- 3 放送番組の充実向上を図るため、放送番組審議機関及び番組考査機構の機能の発揮に一層努めること。
- 4 地域に密着した放送番組の充実をはじめ放送に対する地域社会特有の要望に積極的に応えとともに、地域からの情報発信にも努めること。
- 5 字幕放送、解説放送については、総務省が定めた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」の達成に向けて、視聴覚障害をもつ方に十分配慮した放送番組をできる限り多く設けるよう努めること。
- 6 非常災害時における放送の果たすべき重要な役割にかんがみ、災害放送の充実を図るとともに、放送施設の安全性・信頼性の向上に努めること。
- 7 地上デジタルテレビジョン放送局について、混信妨害及び山岳反射による受信障害が発生した場合には、これらを解消するため、必要な調査及び対策に努めること。
- 8 平成23年（2011年）には地上デジタルテレビジョン放送への完全移行が予定され、本免許はアナログテレビジョン放送の最後の免許となることから、貴社において、アナログテレビジョン放送を終了し、デジタルテレビジョン放送に円滑に移行するための取組を改めて点検し、万全を期すこと。具体的には、中継局ロードマップに基づく中継局の着実な整備及びできる限りの前倒し、新たな難視聴の解消に取り組むとともに、デジタル放送の特長を活かした放送サービスの充実、放送番組やスポット等様々な手段による国民・視聴者に対するきめ細かな周知・広報、受信者からの相談に対する丁寧な対応、来年度に実施を予定している完全デジタル化のリハーサルの検討等に積極的に取り組むこと。

なお、関係部分について、貴社の放送番組審議機関の活動の参考としていただきたく、番組審議会委員に対しても周知願います。

地上系一般放送事業者（ラジオ放送事業者及び多重放送事業者）社長等あて
------------------------------------

- 1 放送番組の編集及び放送に当たっては、放送法の規定及び自ら定めた番組基準を遵守し、真実・公平な報道等を通じて我が国の健全な民主主義の発達に資するとともに、豊かな放送文化の創造に寄与すること。  
また、放送の公共性、社会的責務の重要性を深く認識し、放送に携わる者の放送倫理の向上に努めること。

- 2 放送番組については、その制作過程を含め、人権及び児童・青少年に与える影響に十分配慮すること。
- 3 放送番組の充実向上を図るため、放送番組審議機関及び番組考査機構の機能の発揮に一層努めること。
- 4 非常災害時における放送の果たすべき重要な役割にかんがみ、災害放送の充実を図るとともに、放送施設の安全性・信頼性の向上に努めること。

なお、関係部分について、貴社の放送番組審議機関の活動の参考としていただきたく、番組審議会の委員に対しても周知願います。